

故旧ニ対スル最終ノ情誼ヲ表スル能ハス」と反発が強いことが指摘されている。

そのため、魚返は「将来ノ希望」として、地方庁に衛生課員を任命して平素から消毒などの活動に従事させること、公医は本島人医生と平素から気脈を通じて協力し合うこと、街庄長などの下級行政の担当者に対して「衛生事項ニ対シ狐疑ノ念ヲ去ラシメ併テ公衆衛生ノ事務ヲ負担スルノ精神ヲ養成スルコト」「地方官ニ於テハ古来ヨリ存在スル自衛ノ慣習ハ十分之ヲ養成シ後日自治衛生上ノ基礎ヲ立ツルニ注意スルコト」などを建議している。²³

総督府による対策が住民感情や慣習と齟齬し、強い反発を受けたことは、台北の住民自身が総督府に訴えた文書が残されていることから知られる。「検疫及健康調査ノ義ニ付本島良民ヨリ具訴ノ件」と題され、総督府内において回覧された明治31年5月付け文書は、「今警察医生ヲ率ヒ四处ヲ搜拏シ病人ヲ一タビ面リ見テ死相加フルトシニシテ父母妻子夫婦兄弟外ニシテ姉妹姉妹母舅外甥皆同シク禁錮シテ出入ヲ肯セズ」とする強制的な隔離対策を、「検疫ノ法土匪ノ害ヨリ甚シ」と非難し、「民ノ旧慣ニ仍リ爰ニ敢テ検疫ノ法ヲ息メ民ヲシテ共ニ昇平ヲ享ケシメンコトヲ請フ」と、総督府の強制的な衛生行政の転換を求めている。²⁴ また、同年6月には、新竹県の一住民が総督に提出した、ペスト予防消毒に対する訴状が、総督府から新竹県知事に回送されている。²⁵

以上、統治以来、各地においてペストは流行を繰り返し、総督府は中央集権的な防疫態勢を整備するとともに、住民自身による衛生活動を促進するために、清潔法を実施し、住民意識・旧慣の変革、市街構造の改造などの多角的な政策の推進に腐心していたことが理解できるであろう。

2 保甲制度

前節で触れたように、総督府は地域における公医の配置、中央における衛生機関の設置など、伝染病対策の態勢を整備したが、ここでは住民組織について述べたい。

周知のように、総督府は領台以来、住民による各地における武力的抵抗に直面していたが、明治28年7月、台北の茶商李春生を代表として、紳商十数名連署の「今般新ニ撫民ノ一局ヲ設置セラレ地方ヲ鎮定セラレンコトヲ願上候……公平無私ノ各紳商等協議ヲ遂ケ城郭ノ内外適宜ノ場所ヲ撰テ保良局ヲ開設」したい旨の文書が提出されたことを機に、台北県知事田中綱常の建議を経て、8月、保良局設置を認可した。「保良局章程」によれば、その主たる役割は日本兵による「良民ヲ虐使」することの防止や「土匪ノ金銭ヲ強奪」を上申して「兵士ヲ派遣シテ捕縛」することにある。²⁶

しかし、このような組織がどこまでその目的を達し得たかは疑問である。一例を示せば、明治29年6月、雲林地方において「土匪」に襲撃されたことを機に日本軍が多くの住民

23 『明治三十一年 台湾総督府公文類纂 一五年保存一四』第4案件。

24 『明治三十一年 台湾総督府公文類纂 永久乙種二八』第15案件。

25 『明治三十一年 台湾総督府公文類纂 永久乙種九』第18案件。

26 『自開府至軍組織中 台湾総督府公文類纂 永久乙種三』第32案件。

を虐殺するという事件が発生している。この事件は国際的にも注目を集め、事態を重視した総督府は内務部長古荘嘉門に調査を命じた。

明治 29 年 9 月 29 日付けの内務部長古荘嘉門から民政局長水野遵への復命書には、「村落ニ至リテハ不幸ニモ玉石混淆其党ヲ以テ目セラレ人民亦帰スル所ヲ知ラス金品ヲ匪徒ニ納シ姑息ノ安ヲ偷ムノ已ムヲ得サルニ至ル」現地の実情を勘案し、「土匪ト良民トノ区別ヲ表示シ各庄聯合シテ以テ匪類ノ侵害ヲ防キ……他ノ名望家等ト結托シー意此ニ従事以テ地方ノ禍毒ヲ防遏スヘキ旨」を命じたことが記されている²⁷。また、同日付けのもう一通の復命書にも、「自防自衛ノ方法ヲ立テ明ニ土匪ト良民トノ区別ヲ表示シ各庄聯合シテ以テ匪類ノ侵害ヲ防キ」と住民を「土匪」から分離し、住民自身による広範囲な地域防衛体制の組織化を命じたことが報告されている²⁸。

現地を視察した古荘嘉門の建議は、清代において見られた地域社会による防衛組織の再建を意図するものであったが、領台以来、「土匪」「匪類」対策に苦慮し、日本軍による住民の虐殺が新たな住民の抵抗を生むという悪循環を繰り返してきた総督府は、明治 31 年に至り保甲条例を制定する。明治 31 年 5 月 22 日付け起案の「保甲条例」案は、5 章からなり、附則を含め全 23 条であった。その内容には、

- 第一条 此条例ハ各地住民ノ出願ニ基キ特ニ地方長官ノ認許シタル地ニ限り之ヲ施行ス
- 第三条 街庄社ノ下ニ保ヲ置キ保ノ下ニ甲ヲ置ク……
- 第四条 街庄社ハ官ノ監督ヲ受ケテ其区域ニ於ケル公安ヲ保持シ……

などとあり、その目的を明記している。

また、第 7 条には、「街庄社長ハ弁務署長又ハ支署長ノ命ヲ承ケ左ノ事項ヲ管掌ス」として、「公安ノ保持」「民事争訟ヲ調停」などが列記されている。また、第 9 条には、「街庄長ハ盜匪生蕃及水火災ノ警戒防禦ノ為地方長官ノ認可ヲ経テ必要ト認ムル地ニ社丁団ヲ設置スルコトヲ得」とある。

そしてこの条例の必要とされる理由を記した文書には、

- 本島ノ実況上旧慣ヲ参酌シ保甲ノ制ヲ設ケテ警察ノ補助機関ト為スハ刻下必要ノ措置トス依テ本按ノ制定ヲ要ス

と簡潔に述べられている。以上、「理由」書や条文から、警察の補助機関として、公安維持を主たる目的に掲げて街庄社の下に設けられた組織であることが明らかであろう。

この総督府原案は、総督府評議会において、第 1 条「保甲ノ制ヲ設ケ地方ノ安寧ヲ保持セシム」、第 2 条「保及甲ノ人民ヲシテ各連座ノ責任ヲ有セシメ其連座者ヲ罰金若クハ科

27 『明治二九年 台湾総督府公文類纂 永久乙種二』第 6 案件。

28 『明治二九年 台湾総督府公文類纂 一五年保存一』第 3 案件。

料ニ処スルコトヲ得」、第5条「保及甲ニハ匪賊竝水火災ノ警戒防禦ノ為壯丁団ヲ置クコトヲ得」などと大幅に修正されて全7条と附則からなる条例に纏められて本国政府に提出された。その後、さらに本国政府との交渉の過程で、第1条に「旧慣ヲ參酌シ」の文言が加えられるなどの修正がされた後、8月20日、総理大臣大隈重信より勅裁を得たことが総督府に通知され、律令として成立した。

律令制定を承けて総督府が8月26日に起案した保甲条例施行規則には、第1条「甲ハ大凡十戸、保ハ大凡十甲ヲ以テ編成スルヲ例トス」、第3条「保正ハ所轄弁務署長若ハ支署長ノ指揮監督ヲ承ケ保内ノ安寧保持ニ任ス」、第9条「保甲及壯丁団ニ要スル費用ハ部内人民ノ負担トス」などが規定され、警察行政の下に住民が組織されたことが理解できる。²⁹

以上、保甲制度は、「土匪」対策を主たる目的とし、警察の下部に置かれた隣保制度であった。そのため、戸口など、住民の動向調査が最も基本的な役割であったが、その他にも、明治37年3月には、総督府は「保甲役員ニ徴税事務ヲ取扱ハシムル件」を地方庁に通達し、納入告知書・徴収告知書の配付、課税物件の調査、未納金の督促を保甲役員に命じるなど、多様な任務を与えている。³⁰ 徴税事務の担当も、納税の義務という意識の周知徹底を保甲が担うことを意味すると考えられるが、それだけではなく、保甲の規約には衛生政策の他、賭博の禁止、あるいは纏足の禁止など、住民の生活規範、規律に関する広範囲の規定が含まれていた。

上述のペストはその後も流行を繰り返していたが、明治33年に台南県では新たな対策が取られるようになる。すなわち、台湾県知事今井良一による明治34年1月付けの総督児玉源太郎への報告によれば、昨年7月末にペストはようやく殲滅したが、10月に再発したため「築山技師ヲ派シ安平税関職員及同地辨務支署職員一同ヘハフキン液ノ注射ヲ行」い、「爾來是レヲ例トシ現今モ尚各地ニ実行シツ、アリ」とある。台南医院医員・台南県技師築山撰一自身の34年9月12日付けの報告「台南県ペスト病流行ノ景況及予防接種成績」によれば、明治29年4月に廈門から伝染して以来、32年1月には大流行、翌33年1月には小流行を繰り返し、34年も4月までに541名の患者を出していると記録されている。例年繰り返す流行に対して、33年8月、嘉義に進出した内地の製塩業者である野崎塩行から要請があつて予防注射を実施したのが「本県ノ濫觴」であるという。

しかし、この予防注射にしても「母国人ハ注射ヲ施行シーニノ好例ヲ見ルヤ直ニ先ヲ争フテ接種ヲ請フニ至レリ然ルニ本島人ノ頑冥ナル腦ニ有効ヲ感シ口ニ有益ヲ唱フルモ進ンテ注射ヲ受クルノ勇氣アルモノ寡ク初ハ警官ヲ派シテ戸々ニ説諭シ之カ励行ヲナセシモ後ニ至テハ区長（本島人）ノ斡旋ニ由リ其誘導シ却テ意外ノ好結果ヲ得タリ」という。

また、「本県ニ於テ使用シタルモノハ悉皆血清薬院ヨリ譲リ受ケタルモノナルニ由リ北里法ナルコト言ヲ俟タス」とされるものの、注射には副作用が伴い「四肢倦怠頭重頭痛悪寒稀ニハ嘔吐ヲ以テ始マリ熱発シ三十八度乃至四十度又ハ其以上ニ達シ」と述べており、このような反応のない者は600人中79名に過ぎなかった。また、その免疫期間は「三個

29 『明治三十一年 台湾総督府公文類纂 永久甲種一〇』第34件。

30 『明治三十七年 台湾総督府公文類纂 一五年保存三三』第14案件。

月ト云ヒ四個月ト云ヒ数個月ト云ヒ少クモ四乃至六個月ト云ヒ未タ全ク確定スルコト能ハス」とされているものの、築山は報告の結論として、「予防注射ハ確効ヲ奏シ発患者ト死亡数ト大ニ減却ス」と確言する³¹。

このような新たな対策は防疫費、衛生関係予算の増額を必要としたと思われるが、その支出は総督府財政の課題ともなっていた。また、前述したように、総督府には住民の自治機関による負担を旨とする方針があり、明治35年3月、総督府は「伝染病予防費ノ儀ニ付通達ノ件」を決裁している。

民政長官による通達は、

伝染病予防費中伝染病院隔離病舎隔離所ノ費用及消毒薬消毒器具其他消毒的清潔法施行ニ要スル費用等ノ如キハ居住民ヲシテ共同支弁セシムルハ其費用ノ性質上至当ノ義ト被存候……今日ノ俣ニテ荏苒経過スルニ於テハ伝染病予防ニ属スル事業ハ総テ官府ニ依頼スルノ觀念ヲ助長シ自然自治心ノ発達ヲ阻碍スルノ恐アリ幸ニ本島民ハ古来ヨリ街庄社ニ属スル事業ハ居住民ニ於テ共同処弁スルノ習慣モ有之候得ハ将来其習慣ヲ利用シ前期諸費用ノ如キハ可成居住民ヲシテ共同支弁セシムルノ方針ヲ取り……依命此段及通達候也

と、費目を具体的に挙げて住民に予防費などの負担をさせる方針を明確に示し、各庁長へ送付された。総督府は中央集権的な防疫態勢を整備し、その費用に関しては、旧慣に名を借りて自治という美名の下に住民組織による負担に転換したといえよう³²。

このペストについては「数年来ノ実検ニ拠レハペスト病発生前ニ当テ必ス先ツ鼠族ノ弊ル、ヲ見ル」と上述の築山も報告しているが、明治34年から翌年にかけて、各地方庁は新たな防疫対策、すなわち、鼠の買収などの制度を確立し、住民による駆除を奨励する。

ちなみに、住民を動員した鼠駆除の一例を挙げれば、鳳山庁の訓令第7号「鼠族買収取扱」(明治35年5月2日)には、

- 一、人民ヨリ捕殺シタル鼠ヲ差出シタルトキハ其住所氏名ヲ帳簿(第一号様式)ニ記載シ鼠ニハ直ニ番号ヲ付シ一定ノ器物ニ収ムヘシ
- 一、買収鼠ハ一頭ニ付キ金参銭宛ヲ支給シ尚懸賞券一枚ヲ付与スベシ

などとあり、このような訓令は各地方庁ごとに策定されている³³。

上述したように、保甲は地域における生活一般に関わり、衛生活動もその重要な任務の一環であったことは間違いないが、総督府はペスト防遏のためには、その性格と活動範囲の限界を認識し、明治40年8月7日、律令案「台湾ペスト予防組合規則」を立案して10

31 『明治三四年 台湾総督府公文類纂 永久乙種二三』第2案件。

32 『明治三五 台湾総督府公文類纂 一五年保存二七』第26案件。

33 『明治三五年 台湾総督府公文類纂 永久乙種三三』第21案件。

月 22 日に律令審議会に送付する。その説明書には、

本島ニ於テハ年々ペスト病発生シ其ノ患者ハ多キハ四千名以上ニ達シ少キモ一千名ニ下ラス……抑モペスト予防ノ措置タル官民ノ一致ハ最モ其ノ必要ヲ感スト雖モ未タ自治衛生機関ノ設ケナキ本島ニ於テハ不得已保甲ヲ利用シ鼠族ノ駆除其ノ他該病予防ノ施設ヲ為サシメ幾分官民一致ノ行動ヲ取ルノ便アリト雖モ内地人間ニハ右等機関ナク且多数ノ内地人居住スル市街地ノ如キハ内地人ト本島人ト其ノ歩調ノ一致ヲ欠キ防疫措置上遺憾ノ点尠カラス故ニ必要ト認ムル区域ニ対シ予防組合ノ設置ヲ命シ之カ活動ヲ計リ……

とペストの甚大な犠牲を指摘し、そのため、本島人だけによる保甲に代わる、内地人をも含む防疫組合の必要性について述べている。同律令案は第 1 条に「庁長ハペスト予防ノ為台湾総督ノ認可ヲ得テ区域ヲ指定シペスト予防組合ヲ設置スルコトヲ得」など、全 5 条からなり、明治 41 年 2 月、勅裁を得て成立した³⁴。伝染病の中でも特別視し、そのために律令を制定して対処せざるを得ないほどペストの被害は深刻であり、総督府において喫緊の課題であったことが理解できるであろう。

その後、総督府は明治 43 年 11 月、この律令の改正案を立案する。その理由書には、

発布ハ時宜ニ適スルモノアリテ病毒ノ防遏ニ致セル効少ナカラサリシモ今尚ホ其ノ警備ヲ解クノ秋ニアラズ加フルニマラリアハ二三ノ市街ヲ除キ全島到ル処ニ其ノ威ヲ逞ウシ又近來蕃地ノ開発ニ伴ヒ茲ニ出入スルモノ從テ多ク漸ク無病地タルニ至ラムトスル市街ニ再ヒ之ヲ輸入シ來ルノ傾向アリ

と、特に蕃地開発に伴い、マラリア対策の必要性が生じてきたことを強調している。また、市街地にはチフスや赤痢の発生も激増しており、

内地人本島人雑居ノ地ニ於テハ保甲ニ代ルヘキ機関ヲ認メテ是等事業ノ一部ヲ施行セシメ兼テ個人衛生思想ノ發達ヲ計ルハ最モ時宜ニ適セルノ策ナリト信スルモペスト予防組合ハ其ノ目的限定セラルルカ故ニ是等ノコトヲ兼ネシムルヲ許サス……之ヲ衛生組合ト改メ予防ニ兼ヌルニ是等事業ノ執行ヲ以テセムトス

とあり、条文に「ペスト予防」とある字句を「衛生」と改正することを上奏し、44 年 4 月に勅裁を得た。

このように、明治末期には総督府の衛生政策の対象がペストだけではなく、マラリアを新たな対象にせざるを得ない事態が生じてきており、予防組合の範囲も拡大されていく。

34 『明治四一年 台湾総督府公文類纂 永久保存六』第 15 案件。

ちなみに、総督府が鼠駆除の励行を廃止するという訓令を地方州などに通達したのは、大正10年7月のことであった。³⁵

3 マラリア対策

上述の「台湾ペスト予防組合規則」がペストからマラリアなどに対象を拡大したことが物語っているように、猖獗を極めたペストも、統治10年余りを経過すると、総督府の施策が効を奏し、伝染病対策の中心的課題はマラリアに移行する。

以下、マラリア対策について具体的に述べていきたい。明治31年1月、民政局長曾根静雄は、「仏国万国博覧会出品台湾地方病編纂上」必要とする地方病の種類に関する報告を地方庁に求めているが、そのほとんどの報告は「マラリアハ本島至ル処ニ猖獗」「各地皆該病毒ヲ被ラザル処ナシ」「渡台ノ日本人中殆ント其二分ノ一寧ロ大半ハ必ス之ニ侵サレサルナキ」と、マラリアを代表させている。³⁶

しかし、ペストが内地においても流行し、防疫の対策も知られていたことと異なり、マラリアについては、その病因、感染の仕組みについて必ずしも明らかではなかった。総督府は、明治34年9月から翌年2月にかけて、台湾に派遣されたばかりの基隆駐屯軍を二分し、片方は防蚊隊として、嚴重に蚊から身を守る装備を付けさせ、片方は無防備のままにしたところ、防蚊隊からは1名の患者も出さず、片方からは患者が続出した実験結果から、「今ヤ防瘧ハ即チ防蚊ニ在ルコト此正確ナル実験」という結論を得たという。³⁷

明治33年11月から翌年12月に至る公医の月例報告によれば、マラリアの病因を瘴氣とする説も記されているが、「アノフェレス」と記された報告もあり、この時期に「アノフェレス」蚊による感染説が普及しつつあったことが理解できる。³⁸

明治43年の台湾公医会『台湾の衛生状態』によれば、ペストは「近年に至り漸く其跡を収め」「台湾の主たる疾病は第一に麻拉里亜にして本病の台湾に流行せる害毒は実に予想の外」(26頁)と指摘し、衛生対策の対象がペストからマラリアに移行しつつあることを喚起している。その背景には、当時、総督府が「蕃地」を「討伐」し、樟などの山林資源の開発に本格的に着手し始めたことが存在する。台湾においてマラリア原虫を媒介するアノフェレス蚊は清流を好むため、マラリアの感染地は多く山裾の地であった。そのため、明治39年、甲仙埔採脳拓殖会社が内地からの労働者を導入して開始した開発事業は、甚大な被害を出し、マラリア対策は樟脳などの資源の開発において不可欠であることが明白になった。明治43年、台湾医学会の12月例会において、総督府民政部衛生課長高木友枝は、「マラリヤ」ノ予防法ニ就テ」と題して講演し、「明年度ヨリ「マラリヤ」予防撲滅ヲ致シマス場所及ビ方法等ニ就キマシテ決定イタシマシタ」と述べ、総督府の方針として、

35 『大正一〇年 台湾総督府公文類纂 一五年保存一』第21案件。

36 『明治三一年 台湾総督府公文類纂 一五年保存一四』第1案件。

37 軍医学校教官都筑甚之助『麻拉里亜新説』1902年、219頁。

38 『明治三四年 台湾総督府公文類纂 一五年保存六～九』。